

殿

農林水産省生産局長
水産庁長官

肉骨粉等の当面の取扱いについて

今般、我が国において牛海綿状脳症（BSE）が初めて発生したことに伴い、国民の牛肉消費に対する不安が増大しており、国民の食生活や畜産業、食品産業などにさまざまな影響が生じてきている。

肉骨粉等を反すう動物（牛）以外の家畜（鶏・豚）等に給与することは、科学的に問題がなく、資源の有効利用の観点からも合理的な方式と考えられる。

一方、これまでも、肉骨粉等の使用に当たっては、その安全性の確保を図るため、反すう動物由来の肉骨粉等を反すう動物に使用させないよう適正使用の指導等を行ってきたところである。

しかしながら、一部農家において不適切な使用事例が見られたこと等肉骨粉が誤って反すう動物に給与される可能性も否定できず、また、これにより食肉全体の円滑な流通・消費に支障を来すおそれがある。

このため、肉骨粉等の牛への誤用・流用を防止するとともに、鶏肉・豚肉を含め食肉全体の円滑な流通・消費を確保するため、緊急的な措置として、下記のとおり、飼料用・肥料用の肉骨粉等及び肉骨粉等を含む飼料・肥料の製造及び工場からの出荷の一時停止の要請を行うこととするので、貴管下関係者に対して周知徹底を図られたい。

記

1 対象品目

飼料及び肥料に係る肉骨粉、肉粉、臓器粉、骨粉（1000℃以上で灰化处理されたものを除く。）、血粉、乾燥血漿、その他の血液製品、加水分解たん白、蹄粉、角粉、皮粉、魚粉（製造工場において魚粉以外の動物性たん白を使用していないことが確認されたものを除く。）、羽毛粉、獣脂かす、第2リン酸カルシウム（鉱物由来のもの並びに脂肪及びたん白質を含有しないものを除く。）、ゼラチン・コラーゲン（皮由来のもの及び一定の処理がなされたものを除く。）等及びこれらを成分とした飼料又は肥料となる可能性があるもの

2 期間

平成13年10月4日から当分の間

ゼラチン等に係る条件

- 1 皮由来のものであること。
- 2 骨由来の場合は
 - a) 頭蓋骨及び椎骨（尾椎を除く）が除去され、かつ
 - b) 以下の工程で処理されたものであること。
 - (1) 加圧下での洗浄（脱脂）
 - (2) 酸による脱灰処理
 - (3) 長期のアルカリ処理（石灰漬）
 - (4) ろ過
 - (5) 138℃、4秒間の殺菌処理